

(審査案件第83号)

答 申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った、特定の法人の株主総会の警備について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求等の経過

- 1 平成23年4月25日、審査請求人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「昨年と今年（平成22年及び平成23年）、〇〇署が保有する（株）〇〇の株主総会の警備について分かる文書」（以下「本件請求対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年5月10日、長野県警察本部長（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求対象文書の存否を答えること自体が本件条例第7条第3号の規定により非公開とすべき法人等に関する情報及び同条第4号の規定により非公開とすべき犯罪の予防等に関する情報を公開することとなるとして、本件条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否する決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 平成23年5月12日、審査請求人は、長野県公安委員会に対し本件決定の取消しを求め、審査請求を行った。
- 4 平成25年1月16日、審査請求人の意向により、審議保留とした。
- 5 平成28年6月23日、審査会において審議の再開を決定した。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が「審査請求書」及び「意見書」で行った主張は、おおむね次のとおりである。

本件決定の取消しを求める。株主総会の警備は犯罪捜査に当たらない。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「公文書公開請求拒否決定に係る理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件請求対象文書は、特定の法人からの警察に対する株主総会の警備依頼や警察の株主総会の警備に関する公文書とすることができる。このような公文書には、法人の名称、株主総会の開催日時・場所に関する情報のほか、警察の情報収集内容、活動体制などに関する情報が記載されていることとなる。
- 2 警察は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）などに基づき、企業等を対象に威力を示すなどして不当な要求をする、株主総会の進行を妨害しない見返りに利益提供を要求する、経営内容、役員の不正等に付け込み金品を喝取するなどの暴力的不法行為を対象とした企業対象暴力対策を推進しており、暴力団、総会屋等の反社会的勢力による企業を対象とした恐喝事件、強要事件、利益受供与事件等、企業から不正な利益を獲得する活動に対して、あらゆる法令を駆使した取締りを行っている。
- 3 株主総会は、株式会社の意思を決定する最高機関であり、株主をもって構成されるが、この株主の中にはその地位を利用して、企業から不当に利益の供与を受け、又は受けようとする者、いわゆる総会屋が存在する。また、近年は、暴力団が新しい形態の資金源として、総会屋との結び付きを強め、企業の社会運動等を標榜するなどして国民の権利を逆手に悪質な方法の企業対象暴力に進出している。
- 4 警察は、企業等に対し暴力団、総会屋等との関係遮断に向けた指導及び支援を強化するとともに、企業と連携を図り株主総会の開催状況を把握し、株主総会における警備依頼のあった企業に対しては、企業幹部に対する保護対策、株主総会の業務妨害防止などのため、情勢に応じた必要な警戒を行い、また、特異又は不穏な動向・事案を把握した際は、被害防止のための確な措置を執るとともに、関係法令違反の捜査等を行うものであり、この株主総会の警備は、暴力団員による不当な行為の防止等犯罪の予防、鎮圧又は捜査に密接に関連する警察活動である。
- 5 「特定の法人が警察に対して株主総会の警備依頼をした。」との情報及び「特定の法人の株主総会に対し、警察がその警備を行った。」との情報は、法人の情報である。

当該法人の情報を公にすることは、当該法人が何らかのトラブルなどを抱えて

いるのではないか等を想起させ、又は警察への株主総会の警備依頼の継続性の有無が判明するなど、結果としてこれを知った暴力団、総会屋等から、当該法人が報復や有形無形の嫌がらせを受けたり、当該法人の消費者との信頼関係や取引先との関係の悪化、新たな取引先との契約への支障など、当該法人のイメージや社会的信用、社会的評価などに影響を及ぼし、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、当該法人の情報は、本件条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当する。

6 警察による株主総会の警備の有無に係る情報を公にすることは、警察による株主総会の警備の対象先、継続性の有無、警察の情報収集内容、活動体制が明らかとなり、将来にわたり、反社会的勢力がこれらの情報の分析から株主総会における業務妨害等を誘発又は助長するおそれや各種活動を潜在化、巧妙化させるなど対抗措置を講ずることも可能となって、今後の株主総会の警備に支障を及ぼすおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、当該情報は、本件条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当する。

7 本件請求は、特定の法人の株主総会の警備に係る公文書を対象としていることから、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、「特定の法人から株主総会の警備の依頼を受けた警察が、株主総会の警備を行ったという事実」の有無を公開することとなるものであり、本件条例第7条第3号及び同条第4号に規定する非公開情報を公開することとなるため、本件条例第10条の「当該公文書の存在を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」場合に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

2 本件請求について

本件請求は、昨年及び今年（平成22年及び平成23年）、特定の法人が〇〇警察署に特定の法人の株主総会の警備を依頼したこと（以下「本件警備依頼」という。）及び〇〇警察署が特定の法人の株主総会の警備を行ったこと（以下「本件警備実

施」という。)が記載されている公文書の公開を求めるものである。

3 本件条例第7条第3号該当性について

- (1) 本件条例第7条第3号では、法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの(以下「法人不利益情報」という。)は非公開とする旨を規定している。

この「法人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産的利益に限らず、法人の名誉、社会的評価、社会的信用、社会活動の自由などの非財産的利益も含まれるものであり、「害すると認められる」か否かの判断に当たっては、本号に該当する様々な権利利益の内容、性質等に応じ、法人と行政との関係等も十分考慮して適正に判断する必要がある。

したがって、法人不利益情報に該当するか否かは、法人に関する情報の内容に即して、個別具体的に判断されるべきである。

なお、法人不利益情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」については、本号ただし書の規定により公開されるものである。

- (2) 本件警備依頼及び本件警備実施の情報は、いずれも特定法人の株主総会に係る情報であり、その情報によって、当該特定法人が何らかのトラブルを抱えているのではないかと等々を想起させ、法人のイメージ、社会的信用、社会的評価などに影響を及ぼし、消費者との信頼関係、取引先との信頼関係、新たな取引先契約などへの支障も考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが懸念されるという実施機関の主張は首肯しうる。
- (3) よって、本件警備依頼及び本件警備実施の情報は、本件条例第7条第3号で規定する法人不利益情報に該当し、また、本号ただし書きに該当しないことは明らかであるから、非公開とすべき情報であると認められる。

4 本件条例第7条第4号該当性について

- (1) 本件条例第7条第4号では、公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報(以下「犯罪予防情報」という。)は非公開とする旨を規定している。

この犯罪予防情報には、犯罪の捜査等の事実や内容に関する情報、犯罪目標となることが予想される施設の所在や警備の状況に関する情報など、公開することにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報が含まれるものである。また、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある」か否かについては、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断することが適当と考えられるものである。

したがって、犯罪予防情報に該当するか否かは、これらの考え方に即して、判断されるべきである。

- (2) 本件警備実施の情報が公開されると、警察が行う株主総会の警備に関する活動体制などが明らかとなり、将来にわたり、暴力団、総会屋等の反社会的勢力による株主総会における業務妨害等を誘発又は助長し、各種活動を潜在化、巧妙化させるなど対抗措置も講ずることも可能になって、今後の株主総会の警備に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが懸念されるという実施機関の主張は首肯しうる。
- (3) よって、本件警備実施の情報は、本件条例第7条第4号で規定する犯罪の予防等に関する情報に該当し、非公開とすべき情報であると認められる。

5 本件条例第10条該当性について

- (1) 本件条例においては、公開請求に係る公文書が存在していれば、公開決定又は非公開決定を行い、存在していなければ不存在決定を行うことになる。したがって、公文書の不存在を理由とする非公開決定の場合以外の決定では、公文書の存在が前提となっている。

しかしながら、実施機関が公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、本件条例第7条各号の非公開情報を公開することとなる場合があり、この場合実施機関は、本件条例第10条の規定により公文書の存否を明らかにしないで当該公文書公開請求を拒否することができることとされている。

- (2) 本件請求は、「昨年及び今年（平成22年及び平成23年）に、〇〇警察署が特定の法人の株主総会の警備を行った」ことを前提としたものであり、本件請求対象文書が存在しているか否かを答えることは、本件警備依頼及び本件警備実施の情報を答えることになり、本件条例第7条第3号の規定により非公開とすべき法人等に関する情報及び本件条例第7条第4号の規定により非公開とすべき犯罪の予防等に関する情報を公開することとなると認められる。
- (3) よって、特定法人の株主総会の警備に係る本件請求対象文書の存否を明らかにすることにより、本件条例第7条第3号及び第4号の規定により非公開とすべき情報を公開することとなるため、本件条例第10条の規定により本件請求対象文書の存否を明らかにしないで拒否した実施機関の判断は妥当であると認められる。

6 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成23年 9月22日 諮問
10月19日 審議

	12月22日	理由説明書受領
平成24年	1月12日	審議
	1月16日	意見書受領
	2月9日	審議
	5月14日	審議
	6月18日	本件実施機関からの意見聴取及び審議
	12月12日	審議
平成25年	1月16日	審議
	1月25日	審議保留
平成28年	5月17日	審議
	6月23日	審議（審議再開決定）
	7月26日	審議
	9月21日	審議終結